

令和8年3月27日

会 員 各 位

(一社) 福井県トラック協会

事業用トラックによる交通事故防止の徹底について

～他県で交通死亡事故発生～

今般、三重県亀山市の新名神高速道路下り線のトンネル内において、大型トラックが工事により渋滞していた車列の最後尾に追突し、追突された車両の乗員6名が死亡するという、誠に痛ましい重大事故が発生しました。

輸送の安全確保は、自動車運送事業者にとって最大の使命であり、運送事業に対する社会的信頼を維持する上で最も重要です。

会員事業者の皆様におかれましては、**決して他人事と捉えることなく**、「**運転は集中力とおもいやり**」を念頭に、下記事項について、運送に関わるすべての方々への周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 事業者は、運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について、改めて徹底すること。
 - (1) 運転者に対して確実に点呼を実施し、**前方不注視や漫然運転を防止し**、渋滞末尾や停止車両への追突事故等を起こさないよう、車間距離の確保、早めの危険認知、速度抑制等について具体的に指示すること。
 - (2) 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の健康状態及び過労状態の確実な把握に努め、安全な運行をすることができないおそれがある運転者を乗務させないこと。
 - (3) 「指導監督マニュアル」に基づき、運転者に対し、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること。



指導監督マニュアル（概要編）



指導監督マニュアル（本編）